

28介第177号

平成28年（2016年）6月29日

指定居宅介護支援事業所開設者 様  
（長野市に所在する事業者を除く）

長野県健康福祉部介護支援課長

居宅介護支援費における特定事業所加算に係る届出書の提出について（通知）

このことについては、平成27年8月20日付け27介第35号長野県健康福祉部介護支援課通知において、本事業所加算における「介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること」に係る要件を定めたところですが、本要件の適用開始にあたり、適用開始前に本加算を算定している事業者が、適用開始後に本加算を算定し続ける場合は、下記の通り届出書の提出が改めて必要となりますので、提出期限までに御提出頂きますようお願いします。

また、長野市に所在する居宅介護支援事業者は、長野市の定める基準によることを申し添えます。

記

1 提出期限

平成28年10月14日（金）

2 提出先

事業所の所在する地域を管轄する保健福祉事務所福祉課

3 提出書類

- (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- (2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- (3) 別紙10-2「特定事業所加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）」（添付書類の添付は不要です。）
- (4) 主任介護支援専門員の修了証明証（写し）
- (5) 勤務表（平成28年11月分）
- (6) 「介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること」に係る書類（別表の通り）

(別表)

要件	内容を証明する書類
(1) 長野県指定研修実施機関が実施する「介護支援専門員実務研修」において、実習協力事業所として登録していること。	・ 長野県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承認通知書の写し
(2) 長野県介護支援専門員地域同行型研修において、主任介護支援専門員がアドバイザーとして研修の全行程を修了していること。	・ 地域同行型研修修了証書（アドバイザー）の写し (平成27年度4月1日以降に修了したもの)
(3) 市町村が実施するケアプラン点検に主任介護支援専門員が同行していること。	・ 市町村のケアプラン点検派遣依頼通知の写し (平成27年4月1日以降に同行したもの)
(4) 長野県指定研修実施機関が実施する「介護支援専門員実務研修」、「介護支援専門員実務従事者基礎研修」、「介護支援専門員更新研修」、「介護支援専門員専門研修」、「主任介護支援専門員研修」若しくは「主任介護支援専門員更新研修」又は長野県が委託する「介護支援専門員研修」に、主任介護支援専門員を講師または演習助言者として派遣するよう研修機関から依頼をうけ、派遣していること。	・ 左欄記載の研修に係る派遣依頼通知の写し (平成27年度4月1日以降に派遣したもの)

#### 4 その他

本要件を満たさない場合は、平成28年度11月分から本加算の算定ができなくなりますので、提出期限までに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び「別紙10-2「特定事業所加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）」」を事業所の所在する地域を管轄する保健福祉事務所福祉課に提出し、加算の取り下げをしてください。

介護支援課サービス係  
(課長)井上 雅彦  
(担当)村田 大輔、竹内 巴  
電話 026-235-7121  
FAX 026-235-7394  
E-mail:kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp